

子育てコンシェルジュサービス開始に係る相談窓口の設置について

1 概要

本年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されたことなどを受け、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者、妊娠している方等がそのニーズに基づき、保育所・幼稚園等の教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う「子育てコンシェルジュサービス」を10月1日から実施することとしている。

このため、市内7地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を設置し、このうち、「平」、「小名浜」、「勿来・田人」、「常磐・遠野」の4地区保健福祉センターには、その業務を専任で担当する「子育てコンシェルジュ」を配置する。

2 設置場所

地区保健福祉センター	担当職員	電話
平地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	54-2111
勿来・田人地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	63-2111
常磐・遠野地区保健福祉センター	子育てコンシェルジュ（嘱託職員）	43-2111
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	市職員	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	市職員	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	市職員	83-1329

- ・ 市内7地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を設置し、保育所・幼稚園等の施設や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の利用案内・相談等に応じる。
- ・ 「子育てコンシェルジュ」の配置のない地区保健福祉センターでは、児童福祉担当職員が中心となって業務にあたる。
- ・ 「子育てコンシェルジュ」の配置の有無にかかわらず、地区保健福祉センターの児童福祉担当職員のほか、相談内容に応じて、家庭相談員、保健師等も関わり、組織的な対応を図る。

3 窓口設置日

10月1日（木）

4 子育てコンシェルジュサービスについて

別添チラシのとおり